

仕様書 物件番号：1

【建物の情報】

建物の表示①	所在：紋別郡遠軽町瀬戸瀬東町 地番：1 2 4 番地 1 の一部 面積：1 0 6 7. 4 9 m ² （1 階：643. 33 m ² 2 階：424. 16 m ² ） 構造：鉄骨造 階建：2 階建 戸数：1 戸
建物の表示②	所在：紋別郡遠軽町瀬戸瀬東町 地番：1 2 4 番地 1 の一部 面積：3 3 5. 4 0 m ² 構造：鉄骨造 階建：1 階建 戸数：1 戸
建物の権利	所有権
建物の持分	1 / 1
その他物件情報	①昭和 4 5 年建築の未登記建物で、耐震基準未満となっています。 ②建築後 5 3 年経過し、屋根塗装の全面的な剥がれ、外壁及び内壁のひび割れ、雨漏り数か所等経年劣化による傷みが散見されます。 ③設備の動作確認は行なっておりません。電気設備、ガス設備、給排水設備等、各種設備はしばらくの間使用していませんので、使用するときは点検、修繕、取替等が必要になります。
禁止用途	引渡しの日から 1 0 年間、次の条件を付すものとします。 ①町の承認を得ないで売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件に権利の設定をしてはならないものとします。 ②売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならないものとします。 ③売買物件を暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならないものとします。 ④売買物件を建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）に規定される危険物の貯蔵施設又はこれらに類する用に供してはならないものとします。 ⑤売買物件を建築基準法に規定される畜舎又はこれに類する用に供してはならないものとします。

その他

- ①当該地内に存在する付属建物（物置）他付属する設備等全て現況のままお引き渡しします。当町はこれらの点検、修繕、取替、移設、撤去、費用負担等を行いません。
- ②物件内の動産類の撤去等についてもすべて買受人自身で行っていただきます。
- ③入札前において、あらかじめ本物件に関する概要及び現況について確認し理解しているものとし、契約締結後、これらに起因する一切の責を当町は負いません。
- ④隠れた瑕疵があっても、当町は担保責任を負いません。

画像



案内図



明細図









